

令和7年4月版建設業許可申請の手引等の主な変更点

【共通】

- 1 「専任技術者」を「営業所技術者等」に字句の修正。
- 2 様式改正に伴い、記載例の様式を修正。
- 3 健康保険被保険者証新規発行終了に伴う常勤性確認資料の変更。
- 4 その他、語句、表現の整理。
- 5 重要箇所の強調。(マーカー、下線、ゴシック、色づけ等)

【建設業許可申請の手引（申請手続編）】【建設業許可申請の手引（申請書記載例編）】

- 1 特定建設業許可が必要な下請代金の合計額の引き上げ。(申請手続編P2)
- 2 経營業務管理責任者の確認資料について、新規・許可換え新規以外の欄を削除。(申請手続編P17、申請書記載例編P2-1)
- 3 手数料の納付方法について、キャッシュレス決済を追加。(申請手続編P26)
- 4 営業所技術者等となれる資格の種類について、関係法令の改正に基づき時点修正。(申請手続編P42、43)
- 5 認可申請の提出書類について、「様式8号」及び「営業所技術者等としての資格を有することを証明する資料」を追加。(申請手続編P50、52)

【建設業法による変更届等の手引（変更届出書編）】

- 1 「本人確認を要する手続」の記載を削除。(P2-2)
- 2 常勤役員等(経營業務の管理責任者)の削除の場合の記載を削除。(P1、P12、P28)
- 3 廃業届提出時の本人確認資料のうち、「5 許可を受けた建設業を廃止したため」の確認資料を変更。(P29)

【建設業法による変更届等の手引（事業年度終了届出編）】

- 1 注記表「17-3 国際最低課税額に対する法人税等」の項目新設、及び当該項目はすべての法人が記載を要する旨を記載。(P17)